

姫路市立夢前福祉センター

指定管理者募集要項

令和7年7月

姫路市立夢前福祉センター指定管理者募集要項

姫路市立夢前福祉センターの指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 施設の概要

(1) 名称

姫路市立夢前福祉センター（以下「センター」という。）

(2) 所在地

姫路市夢前町前之庄 2 1 6 0 番地

(3) 設置年月

平成 2 0 年 4 月

(4) 設置目的

市民の健康づくり及び高齢者の生きがいの支援

(5) 施設概要

構 造 鉄筋コンクリート造

階 数 地上 2 階建

敷地面積 5 7 6 4 . 8 3 m²

延床面積 2 9 1 3 . 2 1 m²（うち備蓄資材倉庫部分 1 4 5 . 7 3 m²は管理対象外）

(6) 施設内容

1 階 ① 事務室（受付、休憩室）

② 男女別更衣室（ロッカー数：男 9 0、女 1 1 4）、パウダールーム、
家族更衣室（1 室、ロッカー数 6）

③ 温水プール（2 0 m×4 コース、内歩行 2 コース）、ジャグジー（2 基）、
採暖室（低温サウナ）、監視室

④ トレーニングルーム

⑤ リラクゼーションルーム

⑥ 相談・静養室

⑦ 管理室

2 階 ① 多目的研修室（3 分割可）

② 和室（3 分割可）

③ 会議室

(7) 駐車場及び駐輪場

駐車場 8 0 台（他施設と共用、障害者スペース 2 箇所）

駐輪場 1 4 . 7 0 m²

(8) 施設利用者数

別紙 1 「姫路市立夢前福祉センター利用状況」のとおり

(9) 運営経費（過去3年間）

別表1「姫路市立夢前福祉センター収支決算書」のとおり

2 管理の基準

(1) 利用時間

午前9時から午後9時まで

(2) 休館日

- ① 月曜日（ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合はその翌日（月曜日を含んで連続した休日がある場合は、連続した休日の最後の日の翌日）。）

- ② 12月28日から翌年1月4日まで

(3) 使用許可及び使用の制限

姫路市立夢前福祉センター条例第8条及び第9条の規定に基づき、使用許可及び使用の制限を行うこと。

(4) 管理体制

- ① 統括責任者および副統括責任者を各1名配置すること。
- ② 事務所にはフロントスタッフ（兼務可）を1名以上配置すること。
- ③ 温水プール・トレーニングルームには運動指導員（兼務可）を1名以上配置すること。
- ④ 温水プールには常時プール監視員（兼務可）を1名以上配置すること。
- ⑤ その他については、施設の運営の効率性及び安全性に十分配慮した、人員配置を行うこと。

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 姫路市立夢前福祉センター条例第4条各号に規定する事業を行うこと。
- (2) 使用許可に関すること。
- (3) 利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。
- (4) センターの施設及び設備の維持管理を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要と認めること。

※ 詳細については、別紙「姫路市立夢前福祉センター指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

4 自主事業

(1) 自主事業の提案

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、公の施設の運営に支障を及ぼさない範囲において、自らの発案によりセンターを活用して任意に事業（自主事業）を提案する

ことができます。自主事業を提案する場合は、事業内容、収支状況等を確認する必要がありますので、事前に高齢者政策課に確認の上、別途、「姫路市立夢前福祉センター自主事業に関する事業計画書」（様式第3号）（以下「自主事業計画書」という。）を提出してください。

また、自主事業の内容（飲食提供サービス、物販、自動販売機の設置等）によっては、施設の占有使用が行政財産の目的外使用となることから、市に対し、別途使用許可の申請を行うとともに、行政財産目的外使用料の支払いが必要となります。

児童を対象とした水泳教室等を実施する場合は、令和8年中に施行される「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）」に基づき必要な措置を講じてください。

(2) 学校水泳指導

自主事業として、「学校水泳指導」の実施を姫路市教育委員会と協議していただきます。そのため、これに関しては自主事業計画書の提出及び自主事業収益の指定管理料への充当は不要です。

＜令和7年度の「学校水泳指導」の概要＞

対象：古知小学校（令和7年度の児童数は47名）

実施時期：6月から7月の施設休館日

実施時間：9時～10時 5・6年生

10時～11時 1～4年生

実施回数：5回

その他：実施に要する経費は姫路市教育委員会が負担します

(3) 自主事業収益

自主事業で見込まれる収益を、提案価格（指定管理料）の低減に反映させることができます。この場合は、「姫路市立夢前福祉センター指定管理業務収支予算書」（様式第2号-2）において指定管理料及び利用料金以外の収入（自主事業収益）として計上してください。

(4) その他

提案された自主事業は、指定管理者の指定後、実施の承認、不承認及び条件等を指示するものとします。

5 管理業務の委託等の禁止

管理運営業務のうち設備管理、清掃、警備等の事実上の業務を第三者へ再委託することは差し支えありませんが、管理に係る業務を一括して再委託することはできません。また、条例で定めるところにより行う行政処分（使用許可等）に係る業務についても再委託できません。

なお、事実上の業務を再委託するに当たっては、「9 申請者の資格等」の欠格事由に該当しない者に対して再委託すること。

6 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。ただし、指定管理者が市の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、市は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

7 利用料金制度

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定による利用料金制度を適用します。

8 指定管理に関する経費

(1) 指定管理に関する経費の財源

センターの管理に要する経費は、市が支払う指定管理料、利用料金及び自主事業収益等の収入によって賄うこととします。

(2) 指定管理料

指定管理料には、人件費、施設管理費（光熱水費、清掃、設備点検、警備、樹木剪定等に係る経費及び1件当たり20万円未満の修繕費）及び事務費等が含まれます。

指定管理料は、提案された収支予算書をもとに年度ごとの予算の範囲内で協定により決定します。支払時期や方法についても協定で定めます。

原則として指定管理料の精算は行いませんが、指定管理者の指定後における物価変動に伴う経費の増減や、社会経済情勢の急激な変化など特別の事情があると市が認める場合は、双方協議の上、指定管理料を変更します。

(3) 指定管理料の提案

指定管理料は、別表1「姫路市立夢前福祉センター収支決算書」を参考に提案を行ってください。物価変動に伴う経費の増減については、毎年の物価変動状況に応じて双方協議の上、指定管理料の変更を行うため、指定管理料には指定後の物価変動を考慮せず提案してください。なお、物価変動に伴う経費に係る双方協議を行う際に必要となるため、提案する指定管理料の積算内訳を示していただきますようお願いいたします。ただし、次に示す上限額を超えて提案を行った場合は失格となります。

上限額	59,663千円／年平均（消費税及び地方消費税含む）
-----	----------------------------

(4) キャッシュレス決済に要する経費

センターでは、温水プール及びトレーニングルームの利用料金をクレジットカード、電子マネーおよびQRコード等で支払うことができるキャッシュレス決済を導入しています。指定管理者は市が指定する業者と次のとおり契約してください。

① 券売機の保守・サポート業務委託契約

現在の市の契約は令和8年10月末で終了するため、指定管理者は11月以降について業者と契約してください。また業務委託に要する費用は、次のとおりですので、提案する指定管理料に含めてください。

令和8年11月から令和13年3月までの費用の総額 2, 109千円（見込）

② 決済代行に関する契約

指定管理者は令和8年4月から決済代行業者と契約してください。決済代行業者から指定管理者の口座に振り込まれる使用料等は、キャッシュレス決済に係る手数料が差し引かれるため、提案する指定管理料に手数料を含めてください。

＜令和6年度の実績＞

使用料収入額（キャッシュレス決済が可能な収入） 12, 832, 650円

うちキャッシュレス決済の利用額 2, 020, 550円

上記利用額に対する決済代行手数料 61, 819円

(5) 非常用発電設備の点検方法

消防設備法定点検の総合点検で実施する非常用発電設備の負荷運転は、擬似負荷装置を用いた点検費用を提案する指定管理料に含んでください。

9 申請者の資格等

(1) 資格

次の要件を満たすことが必要です。

- ① 団体（共同事業体等のグループを含む。）であること（法人格の有無は問わないが、法律上、個人は指定管理者になることはできない。）。
- ② 休日・夜間等において対応が必要な場合や、災害時の避難所として開設する必要性が生じた場合等、緊急時に迅速な対応がとれる体制を有する団体であること。

(2) 欠格事由（団体又はその代表者）

団体又はその代表者が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募することができない。

- ① 禁錮又は拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ④ 本市において「地方自治法第244条の2第3項の規定による指定」を取り消されたことがあり、その取消しの日から2年を経過しない者
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に抵触することとなる者
- ⑥ 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定に基づく指名停止を受けている者
- ⑦ 法人にあっては当該法人の、法人以外の場合にあっては代表者の市税及び国税を

滞納している者

- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続きを開始している者

(3) 欠格事由（その他）

団体の代表者等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募することができない。

- ① 暴力団員（姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である場合
- ② 暴力団員を使用した場合
- ③ 暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
- ④ 暴力団員と密接な交際等を有している場合

(4) 複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む）の場合の条件

複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む）応募の場合は、上記の(1)～(3)の条件に併せて、次の事項について留意すること。

- ① 複数の法人等がグループ（共同事業体を含む）を構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負うこと。
- ② 複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む）の構成団体は、単独での応募はできない。また同時に複数のグループ（共同事業体を含む）の構成団体となることはできない。
- ③ 代表となる法人等及びグループ（共同事業体を含む）を構成する法人等の変更は原則として認めない。
- ④ 複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む）を構成する各構成団体のいずれかが上記(2)又は(3)に該当する場合は応募することができない。

10 申請書類

申請書類	様式	申請単位		部数
		単独	グループ	
1 姫路市立夢前福祉センター指定管理者指定申請書	第1号	○	—	原本
	第1号-2	—	○	原本
2 姫路市立夢前福祉センター指定管理者事業計画書	第2号-1	○	○	原本+10部
3 姫路市立夢前福祉センター指定管理業務収支予算書 ※積算内訳を別紙（様式は自由。ただし、要旨はA4縦で横書き）に示すこと	第2号-2	○	○	原本+10部
4 姫路市立夢前福祉センター自主事業に関する事業計画書	第3号	○	○	原本+10部

5	誓約書	第4号	○	◎	原本
6	暴力団員等の排除に係る調査承諾書	第5号	○	◎	原本
7	共同事業体の協定書	第6号	—	○	原本+10部
8	委任状	第7号	—	○	原本
9	申請団体の定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要が分かる資料	—	○	◎	原本+10部
10	【法人の場合】当該法人の登記事項証明書	—	○	◎	原本+10部
	【法人以外の場合】代表者の身分証明書（本籍地の長が発行するもの）				
11	【法人の場合】当該法人の国税の納税証明書（税務署様式その3の3） ※公告日以降に発行したもの	—	○	◎	原本+10部
	【法人以外の場合】代表者の国税の納税証明書（税務署様式その3の2） ※公告日以降に発行したもの				
12	【法人の場合】当該法人の直近2事業年度の法人税申告書 ・別表一関係（各事業年度の所得に係る申告書） ・別表二関係（同族会社等の判定に関する明細書） ・別表四関係（所得の金額の計算に関する明細書） ※2年に満たない場合は設立時以降のものとする。	—	○	◎	原本+10部
	【法人以外の場合】代表者の直近2事業年度の税務申告書 ・確定申告書 ・収支内訳書（白色申告の場合）又は所得税青色申告決算書（青色申告の場合） ※2年に満たない場合は設立時以降のものとする。				
13	申請団体の経営状況に関する書類（申請団体の直近2事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類） ※2年に満たない場合は設立時以降のものとする。	—	○	◎	原本+10部
14	代表者の印鑑証明書 ※公告日以降に発行したもの	—	○	◎	原本

※ その他事業計画の内容及び団体についての特記事項を証する書類があれば提出してください。

※ 部数欄の“原本+10部”については、原本とコピー10部を提出してください。

※ グループ応募の場合は、“◎”の申請書類については、構成するそれぞれの団体につ

いて提出してください。

- ※ 申請書類の13「申請団体の経営状況に関する書類」については、指定管理者に指定された場合、指定期間中は毎年度、団体の決算書類（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）を提出していただきます。

1.1 申請手続

(1) 提出先

姫路市健康福祉局長寿社会支援部高齢者政策課（市役所本庁8階）

(2) 提出期間及び提出時間

令和7年7月22日（火）から同年9月5日（金）まで（閉庁日を除く。）

午前9時00分から午後5時00分まで（午後0時から午後1時を除く）

- ※ 申請書類は、持参してください。またその際は必ず事前に来庁日時の予約をしてください。

- ※ 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合は、受け付けることができません。

1.2 現地説明会の実施

現地説明会を次の要領により開催します。参加を希望する場合は、あらかじめ申し込んでください（1団体3名まで）。

(1) 開催日時 令和7年8月5日（火） 午後2時から1時間程度

(2) 開催場所 センター 多目的研修室

(3) 申込方法

令和7年8月1日（金）正午までに、説明会参加申込書（様式第8号）を高齢者政策課まで持参、郵送、メール（korei@city.himeji.lg.jp）又はFAXにより、申し込んでください。

1.3 図面等の閲覧

センターの図面等を閲覧することができます。

(1) 日時 令和7年7月22日（火）から同年9月5日（金）まで（閉庁日を除く。）

午前9時00分から午後5時00分まで（午後0時から午後1時を除く）

※必ず事前に来庁日時の予約をしてください。

(2) 閲覧場所 姫路市健康福祉局長寿社会支援部高齢者政策課（市役所本庁8階）

1.4 質問書

当募集要項及び仕様書の内容に関する質問は、質問書（様式第9号）に記入の上、高齢

者政策課まで持参、郵送又はメール（korei@city.himeji.lg.jp）で提出してください。
これ以外の方法（電話、FAX等）によるものは受け付けませんのでご了承ください。

質問項目ごとに1枚の質問用紙をご使用ください。

質問の受付は、令和7年8月18日（月）午後5時00分まで（郵送の場合必着）とします。

質問への回答は、締め切り後、1週間程度でホームページ及び高齢者政策課にて公表します。個別の回答は行いません。

15 申請に要する経費

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

16 無効又は失格

次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格とする場合があります。

- ① 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ② 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ 指定管理料の提案額が、市が設定した上限額を上回っているもの
- ⑤ その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

17 選定

指定管理者とすべき候補者を選定するための審議及び審査は、指定管理者選定委員会（外部委員3名、内部委員2名）で行います。

審査にあたり、提出書類等について各団体の代表者又は代理の方2名以内により説明していただきます（プレゼンテーション及び質疑）。日時については別途連絡します。

なお、申請者が多数の場合、又は書類審査の段階で明らかに要求要件を満たしていないと判断される場合は、選定委員会の判断により、書類審査の段階で選外とすることがあります。

18 審査の基準

指定管理者候補者選定のための審査は、姫路市立夢前福祉センター条例第21条第2項各号に掲げる基準及び姫路市指定管理者制度導入基本方針に定める基準を基に、指定管理者選定委員会が定める基準（別表2）に基づき行います。

19 選定結果の通知

選定の結果は、結果のいかんにかかわらず文書で通知します。

2 0 選定結果の公表

選定手続の透明性を確保するため、選定結果（申請団体名、評点結果及び指定管理料提案額等）を公表します。この場合、指定管理者候補者となった団体以外は、申請団体名と評点結果が結びつかないよう配慮します。ただし、申請団体数が2団体のみであった場合は、この限りではありません。

2 1 指定管理者の指定

選定した候補者については、指定管理者制度運用委員会において候補者として決定した後、議会の議決を経て、指定管理者として指定を行います。

2 2 協定の締結

指定管理者の業務の実施に当たって、市は、姫路市指定管理者制度導入基本方針に定める事項等について指定管理者と協定を締結します。

2 3 指定管理者の評価

指定期間中、管理運営業務について、適正かつ確実なサービス提供が行われているか評価等を行います。また、評価結果については、市のホームページ等で公表します。

2 4 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、理由のいかんにかかわらずお返しできません。
- (2) 提出された書類は指定管理者候補者の選定以外の用途には使用しません。
- (3) 提出された書類は必要に応じ複写します(使用の目的は庁内及び選定委員会での検討に限ります。)。
- (4) 提出された申請関係書類及び指定期間中の管理運営に係る事業計画書、各種報告書類は、必要に応じて公表することがあります。ただし、公表に当たっては、個人情報や申請団体の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、姫路市情報公開条例の規定に照らし内容の判断をします。

2 5 添付書類

- (1) 姫路市立夢前福祉センター条例
- (2) 姫路市立夢前福祉センター条例施行規則
- (3) 姫路市指定管理者制度導入基本方針
- (4) 姫路市立夢前福祉センター平面図
- (5) 姫路市立夢前福祉センター配置図

26 問い合わせ先

姫路市健康福祉局長寿社会支援部高齢者政策課 担当 玉島・足立

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 本庁舎8階

電話：079-221-2985

FAX：079-221-2972

e-mail：korei@city.himeji.lg.jp

【募集から管理業務開始までの流れ（予定）】

